鐵網録

五

特別
イ4
1919
7

38- 8836

一二 宮田製

宮田製

176314

○

摂津屋善兵衛云く文化十二年十月廿五日
より翌年中屋六右衛門の家にて六十の年賀を酒
の肴くらべとして酒飲比一生、画一鋪あり今
要を摘て記す

伊勢屋言兵衛　新吉原中の町にすむ老婆歳
六十二、三年以前五合飯を食す

大坂なる長兵衛　馬喰町なる住、歳四十年
四年前米を食す

京兵衛　千住にすむ住、一万斛と竜松にて三
杯食けりとなり、一万斛と竜松八十年五合
盛るとぞ

松勘　名古屋の人也五合盛のいつゝしまの松、七八年
の錆食杯五合宴の江戸松三年五合の方

寿を竜杯酒五合の緑毛亀、三斗の冊
頂戴ものとそこ〳〵く飲けりとぞ
下野小山人也五合飲む

佐兵衛

大坂屋茂兵衛 形大至中の可なる能酒なり
小盃数杯の酒を一万寿を竜杯にて飲む
越後新潟人 越前武田屋の
立入の左衛門也三斗飲む

筑前屋太

石屋市兵衛 名を掃部の人也
万寿を竜杯にて飲む

大川長次 京大坂にて酒一斗を三味線にて拍子を
打つゝ飲む

武三十

馬喰町人也 歳三十一
緑毛亀を飲けり

鮒屋与兵衛 名を掃部の人也 歳三十四五計、小盃にて
あまた飲けり上に緑毛亀をかくしあり

天満屋五郎右衛門 名を掃部の人
三四斗許飲

おいく 酒乱のあり江の川に入て絶くら
なりとて 俗名みよ

おらん 四上

天満屋ミよあ 天満屋五郎右衛門つゝの家也一万寿を竜
杯をこの多ふけて酔なる竜なり

菊屋すゝ 名を伊人也 緑毛亀を
飲む

お清〳〵 名を伊の人 稲くらなる
なりあり

料理人太助 後の堂孫右衛門と云て
料理をうけぶけり

名古の藤人河田 江戸にて緑毛亀をいとなむ
五杯を飲つゝしたゞ冊頂戴を願
なりけり

亀の甲高き山なりとも知うんと、もの見せ
とぞ、そのとき名を掃部の小兵衛といふ者の

いつゆん　きゝ　陰説のまくいつという

○合巹考

唐書十八の末に禮樂志第八に合巹器皆烏漆（ソロヌリ）、巹以匏（ヒサゴ）、
見えたり、禮記註疏六十一の昏礼禮第四十四に共牢而食、
合巹（キンシン）而酳、所以合體同尊卑以親之也、註に巹徐音
謹、破瓢為巵也、字林に巹謂半瓢、次一瓢分為兩瓢、
謂之巹、壻之与婦各執一片以酳、故云合巹而酳

○書経の説考

擁書漫筆云、日本國見在書目録一卷に巹注下行陸
奥守兼上野権介藤原朝臣佐世奉勅撰ず、巻端に見
ゆ、当時巹書を貢したものゝ載てたりと

えうあるべき書也凡あくのゐる世の倭漢の書の名は清原
業忠の本朝書籍目録（また御家書籍目録とも
いへり）壁保朝の末生にて永享年冬清原の沢業
忠依仰注進之と見也（信西蔵書目録（群書類従
四百九十五の巻に載す）八雲御抄、色葉集、拾芥
抄、本朝本書にのせたる見えたり、ちのき沢は日本書
籍考、和漢名数、本朝書籍紀、倍従本朝書
籍紀（共に延享中紀河のうの撰也）京都書籍目録
大全、唐本類目考、二酉洞、和漢書籍考、新選
書目録、書籍名数、合類書籍目録大全、四部

書目、三利学校書目、唐蓋書籍目録大全、羣書
総録にのせたり載せたり

秉燭譚ニ曰ク物西屋ニ懲戒録ハ文禄の役を記シタル云
清正再ビ蔚山行長屯順天、沈安頤屯泗川ト沈
安頤去ハ何人ニシテ如ク余壮歳ハ蔚山の棟高
雲老樹を仰ク老衲ハ幾ハクカ奇書を後
ノ世ニ伝ヘ島津氏の事ヲ詳ニ沈安頤ハ島津氏ノ事ヲ
云フ又武備志ニ島津のことを石曼子と書ケリ、こハ
ぬすと同ジ唐音ハすめる為ニ倭音のシマズと云ふこと
をシマレスと読て石曼子の字を以て訓ス、三韓の人ハ
言ふこと為ニシイマアズウと読て沈安頤の同音を

以て詳すべきことなるべし

○小西飛の事

同書に云文禄壬辰の後日本に高麗と示すの朝鮮
人わたり明人と講和せしこと徳川家康の書に高麗年
間の記録に北は大田飛守と云小西摂津守の
氏を冒して称するや北人自姓名を切て小西飛と書する
やうに見ゆ故に左に清人朱青嶺の明紀
全載を考ふるに小西飛禅守陸原如安と為して三字の
を一人の名として側様あり小西飛守藤原如安と
云ふを云ふをあやまり又後に云人とする書に因て

諸書に小西飛と云ふに日本の書に内閣飛守藤
原如安とあり如安は名の号や唐軍の内に久しく仕へ
日本に来り帰化せしものゆ軍来講の時

○日本人好色

紫芝園漫筆に文廟正徳元年朝鮮使の来聘既に
河候忠良為侍中年二十二面白朝鮮人見之退而曰文学
新井君美曰常聞日本人好色信然君美曰是何言也答
曰我入朝見王之本臣侍中有年少傳粉者彼胡為者
而年少在大臣之位乎我是以知王之好色也君美曰彼以
列侯將出蕃薯者宴君之仇牙也此以在側非以色也

彼自面白耳、非傳粉也云々一笑すべし

○

盃のおもひざし　おもひどりよりまどり　おもひいろ

[illegible]　おひいろ　太平記十の巻に[illegible]自

宴の條に言重云々、舎弟の新左衛門に酌を取せ、三度傾

て、摂津刑部大夫入道道準が前にオキ、思指マウスゾ、

是シ肴こし給へトテ云々、同廿九の条、松岡城内章の條

に厩待に赤松信濃守範資上座して云々、イザヤ最後ノ

酒盛とて自宅ノ思ザシセントテ、大れ酒樽と酒ラタヘ銚

子に盃取副テ云々、義江記七の条、平泉寺見物の條に、

くまあやかるをうおとひざしとん、勢の三郎もてこ

よ、いでのまん弁慶とのどとそ曽我物語六の条、とらの

杯十郎とさす時に　おもひどり　おもひどりその後くら

んかくおとひざし志絵

へ、ほんにそまことのひさうこうすけとうぶきこと

りあげてそんぶたまとんまとらせきる似そう、そん

をばれまつるといふ、義盛少れ心ざしのよもどりぶこ

つそう、いこむさうきこと、かやうれれとひざしをは

よ敵人もつてれざしものをこと、因巻朝夷と五郎ちの

くくくの條に、そのさこのつきれとひどりまうそん

云々、七の夢母の勘当ゆるさんし條々、六のさうき、
おもむきうのちんさこと、　擁書漫筆

○

擁書漫筆の内に宗五大草紙上巻に十度のことはとへ
心十人丸く居て盃を中の盃とまつ一人盃を銚子をと
取てさしめさせまうし、さて次の人さしてさて、生人
よてうしを渡すべし、扨て又次の人れみて、前のめくす
べし、まえう而也、盃を請んしうう、銚子を人の海し
つまむ、扨ともいえば、者ともくさば、口ともはこふ
うば、差さやうのうあんば、とがわとしとて呑せ

くうう也、中果又十度のみの盃の入り酒の入り程量を付る、掌
呑とハあ人出て十えいとくれこと、るを、勝とかり、盃を
まうずり、一霞とえ、酒をすれとれみて、去さをすてり
ま、一霞とるとかり、二霞ともえて曲り、入霞の
後ッいぬもえ曲、又一文字とるとは、是もえれうて
一文字を引る、下れるくうえ人ぬるずり、又ちえりえ
ず一文字るとしの是ずり、此二ツの呑扶大事、山椒呑と
は、盃の内る山椒を入てのえんてるかみとあり、今川大
双紙下巻る梅の花の杯をのむ扨、左の方るのみ初め、
下を中るる盃る入て平素四を中の所る盃て、皆服る左

東京教育博物館　用紙

べし、さて後、中戒を呑ろ、三盞も左ろ呑也、中略又云
あうむこのべしの盞のろ、是七返まひんすべし、八返
ハヤクヲ云ヒ

急口令

良山堂茶話曰、與慶老人云酒令の急口令はその語を畳むと
ころ北方のハヤクチと云ふ、ものを越向の風下きまる一喝
なり

墻上一片破瓦、墻下一疋騾馬、落下破瓦打著騾馬不知是
那破瓦打傷騾馬不知是那騾馬踏碎瓦破瓦　金鍋物
天上一隻鶴、学飛地下一隻鶴、学舞不知那地下的鶴、学那
天上的鶴学飛、不知是那天上的鶴、学那地下的鶴学
舞、一夕話
一個怕風的蜜蜂、一個不怕風的蜜蜂、扯那的怕風的蜜

蜂出来、那個怕風的蜜蜂、豈定個不怕風的蜜蜂、我到怕風躲在墻洞裏、爾不怕風怎麼扯我出来 續編野史

奴婢の勤惰

貝原好古の談なる今叅二十日と云くる談を載て曰く奴婢の始て来り仕る者を尋ね考と云共能く言行を慎み主人の意を效せども是僅に二十日八五日の間すれ共久しきを及ひ怠ぶり懈怠すると云ふ故敬慎篤云官怠於官成云是迄因ちなると思ふ毅耕録に云凡納婢僕初来時口擂盤珠、言不撓自動、稍久曰算盤珠、言撓之則動、既久曰佛頂珠、言終日凝然雖撓亦不動、

此象俗語實切事情と 良山先生家流

理妖を脹入

雲渦云武者物語に云太田道灌入道在塩の中を山里と云所あり彼方に牛ちごの菌生出る詰生物怪なりとて入道に生く入道ちの人自然倒まちと云生出てあるく不測なるくし常の菌ちと大きと云ぞうちと云ふて毒ちこれ共ほ又サロむ、うちあて石のあるくちる菌倒まち生出る詰ちと共に入道に常生出る時分倒まちなる不測なるぞ此ちら出る物を附んて倒まち生出ることを不測とちむちと共て止む其後長いちりの内ちるこうなわ

生ぬるのようにおどるを入道見て人間にはこれ程ひさしく白面なる
あるべきにこれ三ツのうれあるべしと珍らしがりて云ひ
しその後終に何のもちうきと潭陽消夏録に
云有物自門隙嫖々入薄如紙入室後漸開展作人形乃
女子也書殊不畏忽披髪吐舌作縊鬼狀書咲曰猶是髪
但稍乱猶是舌但稍長亦何足畏忽自摘其首置案上
書又咲曰有首而不足畏況無首耶鬼技窮倏然滅と
是亦妖を畏んさるの去似たるものなるべし 京山堂主人

瓶花の口訣

高山樵夫語話に云不浪花なる大に食物といくるの
下りて茶香を薫〳〵へ又挿花をも指事にしてその技
を挿む口訣あり

懸はるいけばは　崖懸花倒生
置花入ばは　不壓筝斜出

置花入ばは
竹を見勢ひを云ひしらるべし
らさるべし

○魚づくし

文久元年十月頃江戸にて流行しなりしなるべし
〳〵諸国の物産を言ひあらはす

尾州　川魚　大海に交り雑し

紀州　鰤
水戸　人魚
かがく　鮸
薩州　鰆
仙臺　鰯
肥後　鰹ささみ
筑前　鰆二ツ
藝州　はかの刺身
肥前　鰐
長州　鮃

魚の数のみえる迄
味がわるく
なるものもあり
あるかしては大驚き
大魚人先のみ実意なり
成長の後恐るべし
実事大漁
魚の数を入れ
云もする跳もする猶恐し
刺身すして鮪を後ぐ

子持
鰯
因州　初鰹
伯前　鮫
肥前　鼈
阿州　あなご
豊後　鯉
土州　鯉節
久留米　黒鮪
朱子　鰻
宇和島　鮟

背に針あり
賢人がすく
蒲鉾のお仕方
酒を飲むべし
ヌウ〳〵しても鯉程味よく
ヌウ〳〵しても味こうある
無くてはならぬ
人の業喰ひ雑魚を進ぜす
小魚の大漁世云ふ迄も人数
大魚を後ぐる恐るべし

田舟　池魚
一名　鯉
雲州　赤之い
久世　車海老
お孫　[illegible]
内藤　井中の魚
[illegible]の後人　海月
[illegible]の後人　泥を除く魚
紀州の産　鱞（ひが）
[illegible]の産　鱧（ながらら）　全魚

大海く出てうろつく
天上もなれす
味噌うるめ[illegible]剣あり
甘味あんかも骨がない
腸か腐てゐる
出るも出えす
目もそ骨もそ
うろつくそうう
毒あり喰ふのそす
針あり

水戸の産　鮴鰊
國主の産　知上の魚

口大きく肝なし甘味あし
受産を拾ひて[illegible]

○初昔後昔

老人雑話茶の銘に初昔後昔といふハ毎年三月廿一日前
を摘ミ[illegible]を初昔といひ廿一日後に摘ミ[illegible]を後昔といふ
昔ハ廿一日の小子[illegible]

○茶所の事

幕府を茶所といふのあるしハ日海集砕法印を始ま
り秀忠公殊を法印を[illegible]過ぎて創めて茶所
といふ称号を下され[illegible]名人巨上手の称ハ何

扨もあんど此道ハ世人の賛称のみるハめ〳〵で同時の碁手
うち集ひ評議の上いよ〳〵誰を名人と定むやしと云て達論
者のけんハ夫れて定る事にして是を名人成とハ云ハ（名人成）
人成と定る人ハ素に高段の碁手のみる〳〵で特別に凡て起る
扨あるゝあ〳〵さんハ叶ハずとて（偶々評議の席へ達論
者ありて折合のつゝぬ時ハ官の検視を受る例なれ是を検
視手合と云ハ一例を挙げんに十二世大和前四代に起えて高
手〳〵しうハ名人の称を得さすべしと〳〵者多ありしに
時の井上因碩一人拒みて評議折合ハず遂に検視手合を
する事なりて願書を出しぬ（碁所ハ寺社奉行支配なれハ

手合ハ奉行の役屋敷にして行ふ也）其手続きをゆ〳〵に名人成
至當と衆評ある者と達論者と連署して検視を奉行に出
願すれハ奉行ハ是を受け公務の都合をはかりて何日の退座
に検視すべしと命ずれハ碁手ハ其日より日〳〵奉行屋
敷に出て打つゝ〳〵奉行ハ紙上下に小刀を佩び両人対局の左
側に坐して検視す其室に奉行の外他人を入れざる定めに
ハ出入口に見張番の者居るのみなれハ其さまいと厳重
〳〵として大和因碩の検視手合ハ七日間ばかりにて打畢
りしに遂に大和二目の勝となりし故因碩の争ひハ負
となりて事済みとなりとて

○楠公碑陰文の由来

水戸中納言光圀卿楠公の碑を湊川に建て朱舜水の賛を碑陰に刻しもて賛人に嘱及するに至りたれども此の賛の由来を知るものの甚だ少なし聞く往年信宰相公綱紀（松雲公）風を尊王の志篤く殊に楠公の誠忠大義を欽慕し畫工狩野守信に命じ此図を製せしめ又明の遺民朱之瑜の志を嘉し之れを賛を作らしめ初めの松雲公は朱に命じ楠公の傳を作らんことを次で之れを朱に之れを諾し自ら賛を作ることを約し毋叔て其稿を起すの前屢々改竄し寛文十年の冬落成を告げ之れを先づ一通を寫し公の意を請ひ始て図上に浄写せんと而して此賛を作りし年を距る二十三年元禄卿建碑の挙あるに従ひて此賛を取り碑陰に刻されたること

附言　既に文の末に辛之云々の二句自古云々の上に在り其二句の自古云々の下に在る者は未完稿なるを以て舜水前に没して文稿未だ具はらず支四卿退隠して事を公と而して機を主本に出すの不幸を得さりしに由るなり

ハイナポレオンを非難するユーゴーの小拿破倫ハユーゴー流
亂中ブリユッセルに於て秘密に印刷せられ秘密に散布せ
られ十二文豪の若干時の事狀を叙して曰く
「小拿破倫」一たび出版せらるや拿破倫ハ其侵入を恐れ
こと大軍の境を壓し来るもも甚だ恐てあの全力
を以て出版者を捕之を捕ら詰ぐ海の如く来るものハ漁夫の網
為すこと之を愛撫ハ(し)て之を捕しそのいる「小拿破倫」ハ
死るまでも巧みに佛國に入り来りき或ハ鎧をつめる箱
の内に隠れ或ハ毛糸の巻の時にハ全部時にも

ハ片々断々として或ハ塑像或ハ時計の中に隠れ或ハ婦人
服の褶の中に或ハ履の二重底の中すなわち潜入して佛國に入
れ洪水の如くに地表のあらゆる又暴風の如くに家宅
を覆ひ砂上に築かれたるボナパルトの帝國を覆す
べき勢力を以て

○法文大砲と題する

普佛戰爭の際ユーゴーの法文大砲と題する四里普軍
の囲中に在りて彼ハ「刑罰」を出版し立るフランを
得て大砲を作らるの姿なるお附て文豪の舍ハ又ユー
ゴーの著作を劇傷し背論し其收入を以て大砲を造る

ことを結び「刑罰」を「ボルトサンマルタン」の劇場に開演
やがて一回七百五十フランを獲才二回も六百五十三回八
倍額を獲と年一流して一万フランを獲七千フランを
次て二門の大砲を作り其一は「ナポレオン」と名け其一は「ウエ
リントン」「ユーゴー」と命名せり

◎ユーゴーの小説の家族

ユーゴーの兄ユーセンヌは彼の婚姻の席に卒倒して
倒れ愛嬢レオポルディンヌは新郎と共に卒倒して溺
死せり

千八百四十三年九月四日新夫婦は小艇乗舟セーヌ河を遡りし

一陣の暴風忽ち起りて船を覆せりしオポルジンヌは夫れ
舟覆るや直ちに舟を緊着するを以て最も安全なる方法なる
の道なりと教へたるに彼の船を緊握しめしヤーレスハ
は死体の浮くるも生婦を救はんとて其力限りあるを云へど
彼れの其妻の手を後ろ曲げんとすると毎に彼女益緊握し
其体深く船材に埋まるも愈固し彼等は岸より数間の
所なるまでヤーレスハ彼の女を捨てんとしヤーレスの生
命は実に危の故にあらずして云へと彼れハ云へども彼女を愛
しやまず彼れハ彼女を救はんとするを見るや及び彼女
を抱て共に河底に沈みぬ数日経て両個の屍骸

見せしめぬ

彼の父は今食後卒然として逝きぬ時に七十一年二月ユーゴーは代議士の職を辞し四民協同の用命ボルドーに赴かんとせしに彼の当初の言を守りて共に人を抗うんとせしかるにシャーレスも亦馬車を絶てこれを拒ましめ馬車着するや及んで車中の人は車中に死してあるを見し脳充血彼を殺せしや嗚呼天涯の材料を大なる小説を無つくと雖ども何人ぞ残忍なるユーゴーの小説を信ぜしの峻峭悽愴洋を知らざる井を瞰視するが如き感を起さしむるの或は已に苦残忍の事実を物語る

事柄あるを知らんや

○ユーゴー貧民の柩車を葬らる

ユーゴーは八十五年五月廿二日没す彼の死する数月前彼の生涯バッヒヨリーに渡て四〇余の貧民を立るフランを無べとす余は貧民の柩車をうして墓を送らんことを願む余は公数金の祈禱を賜へ余は人間各自の精神を也る祈禱を願ふ余は神を信ず」と彼の遺言の如くなる八十五年六月一日貧民の柩車の中を墓を送らんとなりき去れど彼の葬儀は彼の遺言通りなる共和国が彼の為に捧げる国葬にして彼の墓は仏国の大人物を葬る一の墓完墓

パンテオン寺則ミラボー　ボルテール　ルーソーを葬り
とるパンテヨン寺とするに彼れと言うし行列の先大なる四
民が彼れのためを表せし哀悼の情の懇ん[illegible]る名也る重
前の例しとなる表環の多き、拿破倫第一世の葬儀此
[illegible]見さる能ざるべき

○ユーゴー博愛主義を主張す

彼れハ博愛主義を持するを以て満足せず博愛主義を主張
せるハ[illegible]年前ハ八名の負必を生家を「オートウ
ヒユハウス」と招きて之を興[illegible]次る十五名と[illegible]次る二
十名とする生徒四十名とする彼れハ[illegible]之
を興[illegible]同胞[illegible]の親愛を以て之を興[illegible]彼れハ
生涯友又ハ文章の友を興[illegible]の如くに同[illegible]数[illegible]負
必ず向て同き待遇をなす特に[illegible]貴族[illegible]
る興[illegible]あるを[illegible]玩弄物[illegible]草[illegible]衣服[illegible]を[illegible]る同胞
[illegible]つを学とする「悲愴」[illegible]
天下ハ地主行[illegible]文[illegible]日[illegible]手を動[illegible]
りき二ーゴーの模型を倣ふて[illegible]
[illegible]の政治を行[illegible]の興[illegible]来る英
[illegible]結果を[illegible]ウエストンラッジットの[illegible]
生徒ハ一週間[illegible]一度肉の興[illegible]を[illegible]

健康を恒加なりと

○本朝王代記の謡

淋敷座の慰と聞る古言は寛永より延寶に至る五十年間の世の中流行の小唄を書き集めしものなり　其用巻の小唄ハたのもし

夫ハ仁王の御次第、神武綏靖安寧懿徳孝昭安、孝霊孝元開化崇神、十代の帝、垂仁景行成務仲哀神功應神、仁徳履仲反正允恭二十代、安康雄略清寧顕宗、仁賢武烈継體安閑、宣化欽明三十代、敏達用明崇峻推古、舒明皇極孝徳齊明、天智天武四十代、

持統文武元明元正、聖武孝謙廢帝称徳、光仁桓武五代平城嵯峨淳和仁明文徳清和、陽成光孝宇多醍醐、六代、朱雀村上冷泉円融花山、一條三條後一条、朱雀院後冷泉院七十代、後三條白河堀河鳥羽崇徳近衛後白河二條六條、高倉八十代まで、安徳後鳥羽土御門、順徳後堀河四條後嵯峨後深草亀山後宇多九代、伏見後伏見後二條花園後醍醐光厳後々醍醐、光明崇光後光厳百代、後円融後小松称光後花園、後土御門後柏原後奈良の院、正親町後陽成、当今まで八百十代、四海浪静うして、万民時を仰くなる

今上皇帝の御代に、久しかりける
後水尾天皇を南今とし奉り此話の寛永の初年
のあらしこと深すべし

○忠義武道播磨石

忠義武道播磨石、一名男色大平記とも書かへたいとの
で寛永八年即ち今を距ること百八十年あまりの出来たる書で
ある極稿なる書也、此書は俗に千年忠臣記と同様の
ものこの俗に千年忠臣記と云へる寛延元年即ち寛永百年前
の出来たものなれば此書は四十年計り前の出来たものの
であります、私の思見では赤穂義士の作ものでは

此播磨石がいつ頃出たかと思ひます俗に書いたものあり
ますが芝居仕組に書いたは是れは古いものと思ひます
此の復讐の翌年義士切腹の翌年九年目の出来で流石に
下地はナウテ面白ります、誠に珍しい本で一珍本であります、
此書物を知てゐる人はあまりありませぬ
私の見た所では神田春平先生の本を所有と思ふ
住ひは存じます、書名は忠義武道播磨石と云て義
士の男色の事の起りを男色もうら
起りとなることを云ふ
忠臣蔵は盛衰記の面影に
の新を御奇の高の御

加賀起して其のうち起りたゞの播磨石の方に男色もうち
起りたることあります事の起りとして男色もとしてあるのゝ面
白い
唯うち男色に病んでをります方の御一族に前弾正
年前まで生存が盛んであつたことでして丁度赤穂義士の復
讐のあつた頃に相当の事実として
つ方うて此方に男色が始めて発代の板津弥郎右後に出羽守
と云ふ人を取立て大変な大名となつたことは是れ全
く男色からの事と見へます事でありまして作者の男
色を用いたのであります

忠臣蔵やはり高の師直即ち吉良上野介のことゝの北条氏の
尾花右衛門としてあり塩谷判官即ち浅野内匠頭のことゝの
印南野冊下と作つてあります、そうして大星由良之助即
ち大石内蔵助、大岩由良之助としてあり其子の力弥即ち
主税、矢頃力弥としてあります
伊事の起りは御井杉之丞と云ふものゝ印南家の小姓で
あつた其人は忠臣蔵の方の早野勘平即ち本名萱野三平
であります、此御井杉之丞とそこに云ふものゝ極美少年
であります、或るとき尾花やはり小姓に美小姓の人
であつて呈りぬうち印南野冊下の所へ使を出つて

奉公致を三人貸して下さいと云る所の貸してやつた其奉
公致の一人の御井杉之丞と尾花右門が意恨を抱く口
論いたす杉之丞中々家柄一ちがい、そこ尾花は不快と思つ
て是も御井と貰ひたいと云つて印旛殿毋下と所望な
うて仮細があつて上げることい来ない他の事なら
何なり御用たてるが此方年たのうい上げることん来ぬ
いと断いつた、そんなのあるあの尾花右つい美人腹立いた所
へ象潟笹右ヱ門一忠臣蔵の方で三十踏切板番頭一
が中へ這入つて御難儀情へ合の事で印旛しこまい美の
毋下仕るあるまるまるうち私う肝煎アすと言つた是
れ、の喧嘩事の其ようつたことを云ふことをしてあります
伺傳奏勅使が京下ナツタ尾花右門の事頭役で
印旛殿毋下が宿座役であるまして印旛殿毋下は
日の出伝の装束の烏帽子大紋でさろうう又い長上下
で宜からうかと云つて尾花右門が少きる生つたの尾花
殿の御井杉之丞のことがあるる依て改るをしなの
つと其れて印旛殿毋下の方ひい絵表人を差して少
きる生つたが尾花家ひ人迄るをしまいそうする内
るの朝ヱ之つとそうう印旛殿毋下ハ長上下で出た所
が絵体烏帽子無衣ひあつて長上下ひハ御宿まぬと

云ふことを云ふて作て冊下は拵置と題して屋花太つて切
りかゝつたと云ふことを作てあります是れの丸で唐匡
花の仕組とい遣つた所で男めの中のあるものみちをすきな
遺恨と云ふ所の事柄も鮒侍なと云ふことを無い只
素袍烏帽子の所く長上下ひ出て恥をすいとゝう條
條をく計ち果すと云ふことをあつてたりますが
ちらく陽とも作りおのことびありますが事の條理
の立つてたるものは撥磨石の方ひあつて成るなどいう云
ふことも有つたらうと思ハれる拵びあります
ソコで印南堂冊下は岡所も所をあつて大騒きをするお

しとゝの決斗の所の遺恨花と云拵びあるますけれども事
の起りを四方を拵し云ふ一体の仕組文句も能く出
まるたり私は俳元手本の方らハ作う能く又條理も
緻人でたりと思ひます中條理の緻人ひたることを一
ツ二ツ申しまゝらく浙井杉之丞即ち黄蓋三平の
切腹ハ餘るひ実説の方を迫く出来ておりますが実説ひハ
黄蓋三平主人切腹の仕儀家を養ふる黄くんを養子先きを
再ひ仕家をやようと云ふのひ其んをいやおつて切腹をすると云ふの
事実ひあるものを忠臣義ひハ主家の君仕お組と云ふ通りて
供先らを欠殺し男黄一兵衛を殺し殺しとる

言葉を腹切としてあるを此書ハそゝひをゝ澁井杉之
丞ハ流浪の素母の縁ぴきを以て妻母の二ノ俣外記とす
者の妻を奪ひて逃ゝまし、とゝ、そこゝお梅と云ふ娘
ゝあるまし此娘の恋人のお孫ゝ者ります澁
井ハ美男ゝ美男ゝびあるゝ共お梅ゝ恋ゝ恋慕
いたしたれゝ娘ゝ云々のことゝのありまし、とゝの杉
之丞ハ中々堅い男、ゝ上自分ゝ妻の奥様を
恋慕しゝゝ是ハ敵討をせずハなゝぬ由言ゝ地
まどの伺ゝも敵初ゝ加ハつて逃ゝ逃ゝ逃ゝ逃ゝ逃ゝ
廣ゝ逃ハゝこのたゝ娘ハ中々恋慕の情ゝやまゝゝ

つたゝ中々娘の妻ハ男のゝあるゝあいことびあるゝ杉之
丞を聟ゝ貰つて娘お梅ゝ添ハせたいと云ふを娘も氣ゝの
有さゝゝ見ゆゝ、こんゝハ大丈夫びあらうと云つて杉之
丞ゝお落した所のあまゝの杉之丞ハ不承知ゝと言ふ妻
ハ主人ゝ娘ゝことハ主人ゝ云ふ
敵初ゝ大丈夫と思ひゝ段ゝ段極ゝ浸花の彩ゝ
出してあるゝ伝て是ゝ主人ゝ家浸ゝ共れあひ共ゝ
言つて手紙の話ゝ友んびとゝ杉之丞ハ困ゝ
ゝ這入つて出ゝ言ゝ帰ゝ澁ゝ
澁ゝ切つてハ二ノ股夫婦ゝ
澁ゝ切ゝを云つて義理ゝ

ある、其れで姫のお母も結局傷て自害して死なせます杉之
丞の切腹をしてまた恩のある中を二股外記夫婦迄も死
せ来てひうそふ詳かといふもと「斯ふ云ふ仔細でもあるから貴
方のおつしやることを従ふことい出来ませぬ」と云し此、そ
こで此杉之丞の切腹うら印南殿の家臣が後難の計畫
のあることをかこの世間へ公ト加へ由ら申し甚心痛し
居る家の方ひも印南殿の家来の親つてをると云ふこと
が分えて男ふきひ〜〜ちのつた是こうして由ら申の
御通ひが如きうきうき中間但し主人も拵者も大抵皆由
ら申の一人としてあるこの播磨石ひへ知る者ひ通つて

ちつてをる中間播磨石の作者が記るを分けて書いた中を
由ら申の二股外記通をしと伝へ一二言で仕舞、力弥の事ハ
書しくちりてある見えの清を面白い中間忠臣蔵ひへ由
良之助の遊女狂をしなのハ京都祇園町の一力であるま
すが播磨石の方ひハ伏見撞木町の一文字屋とそして
あります。一文字屋の合巻ハ汐と云ふ。このあつて
見えの忠臣蔵の方ひ一力の抱へお鶴と言ます、此一
文字屋の娘播磨石合巻ハ毎年ひ出ものの文字屋ひ飛
芝居の上出来ひある中間力弥ハ十七歳の少年であるから
色狂ひの中る絵如き義を配つてたてチウトを拵ケ月まるハ

力弥は八汐と打解もてなすうち本南の術を行ひぬうち八汐が
いらだつて死なうと決心し「あなたは好の心を捨あるのをい
なうつめないと言つて段々死なうとするとき力弥は「其
れは偽りうり見えた、自分で死なうとそなたは其身を自分
のあと思て捨るうらであらう、程なく任せたと云
が本南なら、そんなことは出来まいぞいの」と言つた
所なるに中々十五歳の少年すなる理窟の立しい、中略
べて播磨石の方は言る実理る迫い、敵討の時なつたら
忠臣義士は主の本義の因を心為り出しとて加古川本
蔵が手うら得た助るなつてたるを播磨石の方は

屋敷の屋敷の義士の三四人姿を変へて南人な
ナリて花ウタ神崎與五郎、堀のあ兵衛、奥田孝右衛門
なとが或は牧笛吹きなるなる或は囲碁の客或は
色なるなつて諸人の女を一人男は付き歩て屋敷の思
ひなんやうと思つて歩るなめの所を歩つて居たが美
い美男子であるうち利るる女中が寄りたうて小
姓が絡へ寄るも或る手ひろの女があつた之を問
謀る入るやうとして女方の世話たいとあ為る抱る是
ちで手もとる吳れたこと居の所が其あの紀ハ屋敷
家へ出入の大工であつて屋敷の書役すどの指くと

して長き者であつたから是れも思の如き手掛りを得て牛夫
工ぶ尾長鳥の鉛天井や炭部屋のことまでも細かく絵図
も書いて置いた、計人は炭部屋に敵を討つたが、ア
炭部屋もまくかくりぶ仕掛けてあつたとあるを
例の敷衍の業であるが先づ角大工の手から敵の屋
敷の絵図を取り出したとて、あらそふ事柄を
密を使のかた川半兵衛のもの云々

○

海江田信義の憂歴史傳藤田東湖を説く許うそう曰く俊方
翁(伝義)翁(湖)を訪ふ恭しく英気を入れ云々翁曰く今夕宜く議論
を以て下れとて一盃を傾くべしと乃ち世例の書函中より一
小酒壺と一小碟を執る俊方之を看て曰く先生の壺碟果して
珍器なるか翁曰く然り世に得難きの珍器なり余が借
獄の在ること三年其隣の人桜任蔵なる者に余に酒
食を贈り所の美味なる美しき人毒の殺すべき所
と為らんと恐れて翁の文竹片を函中の報と之を贈す
長二尺許其一端を尖鋭にし尖頭を直矢しとなるもの

曰く甚だ六吉時任翁の好る所にして其意亦あり来
りて先生を刺んとす文しく之を以て又て刺客を刺し先生も
亦自刺すくしと云ふ為り吁此等を弄して一盃を酌
其味や実りなり
翁盃一盃を傾け話頭を進めて曰く子が世の博奕なる
を識るや俊亮曰く生妾を博奕を識んや性也先
生の問ふ所を聞かんと欲す翁曰く否とす而
して自己の好む所を知らんことを求めて其為る所を知る
所なり何を識るの狭小なるや苟も大志を有する者
須く好悪あるべし之を以て利害得失を判断す

彼の俊亮のごきも六吉を知るとき大なる意なる所
なるを非すと雖も子と共に之を試みんと乃ち其
の三百を以て賭銭を設しあり翁と俊亮各々数個を有す
書々実賽を翁手熟を以て試む翁一敗す乃
ち幾銭を俊亮に渡す翁す屢々之を試て翁皆敗を
取り賭銭已に尽く是に於て平衣服を輸す其
外尽く餘す所上一帯の猪鼻褌あるのみ是時の一賭
に至て翁又敗を取り終に陰囊を露さんとす
さるを知り是に於て翁俄然答を改めて曰く禽
の此酬酢を表するを以て後を待て未だ遂する間

日々数々方々民間のるすまことを生計ならと
ところを生じ毒蚊飢寒の陰毒
を霊験もする為蔵くして市中を徘徊する子供
等を見られや俊斎曰く市人一として彼を畏け
さる者いなし安を能く彼等の陰毒を見るや畏
くるの眼力尚甚健鈍なる彼小毒なる彼を
視ると雖も共陰毒小者なる金の眼やし霊現
一毒なる者も眼病をなる。者這般の事抱を照
見する能はるまんば悉も稽留すると一般なり云と
或説なる拙しかつて恢世俊斎の海を渡るなり大

感する所あるし云々

一時俊斎越前を経て筑前を見さること弥を六十日及
ぶり病なりしも快復す乃ち筑前を捨て平戸藩の旅を
以て久間を訪ふ筑前曰く雷状の顔色尚日未だ前の
如くなるを須く自愛すべし而してその疾を変等
なる越前を非ずして或へ玉病なるやを極
ふ事しなめと俊斎曰く先生の所謂玉病とは何を
や筑前曰くなんと自ら共股間を指す俊斎曰
く先生の言誠に然なるのみ未だ知らず
玉病なるを感する原因を按じて生ず

疾い寒さを越病さうし給ふ事に成ぬこの
事さうし云々給ふ偉男必を産むの法をあて置く
正天位を授つて一快哉を開くを在るまつ差し天的
い陽気膨満の時をんべうと

○

大隈侯の曰く深く思ふに彼生実の義を弟ん
幕府を要債を赤もるや幕府人甘系を記を苦しみ遂
に陸奥宗光を遣はして英国と和を為すべしと失けしかうう
英国と和を平約を康応濃を向けうる是を於て
幕府其を在江戸の薩摩邸を焼くしを薩摩
大を驚き急使を庫必を遣はし使者畫永勝傳
急門の使を由を退きつて急き使を庫必を義
しを退出をきつて急き使を庫必を義
しを退出をきつて大書伴よと失けしを平的を庫必
奥の戦を限を為を拒必てる数日の使をして

八名使ハ雷的意味ヲ示シ事ニ其任
務ハ主ト的ノ軍隊武器ヲ彼ノ人ニ敵ヲシテ思ハ
セ得ノ極ニ達スルコトヲ為シ最モ意ヲ彼ノ兵制ヲ
学ブノ必要ヲ無ラシム

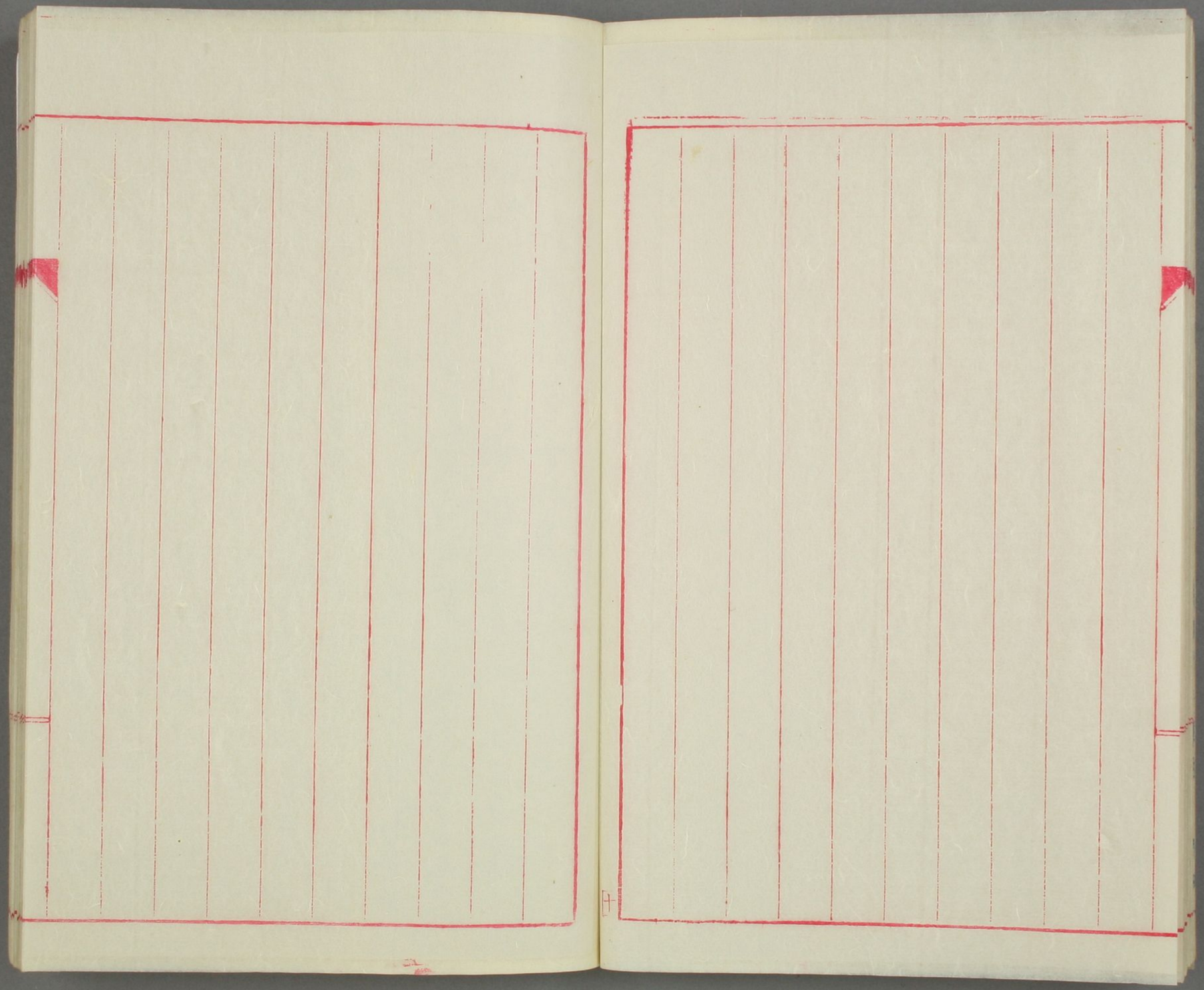

○別為仏の英学研究

大隈侯の幼時の事を語る序を回る副島は余る長ること十歳なり
き彼の専心英学の講究を始め初歩の文典読本等を学び
居りしが晩学の者の常として深く時日を延るを恐れ順序を
追ふことを好まず一日余の寓所に来り余の読みつゝありし書
籍を取て熟視し居りしが稍其大意を解したるを見て
「這は面白き書籍なり恰即ち之を読まんと欲する」と
そゝろこのろ」として正にそれ之を写し求めて謂へらく「字引と
首引」を始めとして余に多くの参考書の所在を問ひ三年
未英書を手にしたることなきに拘はらず

容易なるべし彼れハ就学する僅に五六ヶ月を経しのみ
なれども全く同一の習字なんと存ぜしことなれば共困難へ一
方ならざるべし然れども彼の性能と熱心とハ一向に圧する
ことなく日々一ページ乃至二ページをハ大抵おぼえ言引
まて討尋し漢学者の例を以て朱にて其の傍に註釋
をなし稽古をなし居りたるに拘らず去れ共なを拙十
年後のことなれば狂髪蓬髪として全く昔時の影を
消さゝりしを覚ゆ　大隈伯男爵の談

○大隈伯の右足

余八カ年の間に於て為を贏弱の弱に二十四五にして四十以

上の衰容を呈するに移りたる是固より自己の不注意なる由
なれども其の当時の学者なるが故に一間餘りの溝を飛
越ることを敢て足を失して痛く右足を傷けしに其傷
掌大の潰瘍となりて肉腐骨露の形を治療を為
すべきなれども今日ならしめハ醫師ハ必ず其足を
切断して快速の治療を施すべきなれども未だ是等の施術を熟せる醫師なきを以て別に
詮すべき拙手なるを以て捨て置きしに生来の性質にて
苦を感ずること甚しく後年に至りて右足を切
すれハ稍々疲癈しなるを以て切るを不思議に思ひ

共右足を又ダイナマイトの為めに傷けられて立ち切れ
せざるをはさる事と存ぜらるるの有名の四手を使うすることの
なる所数十年の前の物を切断する〻〻〻〻の絶〻後る
まで保存し来ることと思へば亦貴重なる事也 今上

○閑院宮旅行の際

去隈侯爵事の財政困難の状を報して曰く我作業費の
如きも社会の風潮に連れ多額の騒者を為しとなる
〻財政の痛く奈何し江戸の藩邸を除籍の際失を
断する能わざるものあり除籍の際を大略多額
数万の燃料を断するの困窮の極に陥りのみし天

改革を為す必要の為めに此際なりて閑院宮の家督を
お譲し例を開て一旦閑院新藩設を見人と称しめ時を
定めて黄泉の準備を為さしめ〻〻〻〻〻〻〻〻行列
堂〻内簿整〻已に準備を畢りたるも七月を
き八月を期くれ〻〻〻〻〻〻出発の指揮あり
〻〻〻閑院宮は怪んで彼〻〻〻〻何を料らん是れ
寄〻〻已出を得ざる事情を由んと事情を首尾の
旅務を以て閑院せざるしも〻〻主任の吏員〻閑院宮の督
促を受ける急なる窮迫して出る者を知らず遂に
実を以て答へて曰く閑院宮は大なる丈不都合を叱

書ひたるも熟々平生況を察して慨歎を発し潸然と
して涙を揮し学識ありて世を憂ふるの雄高
の点をうして如何て家郷を去ることを
て生涯を窮する地のあきらめて事時の情勢を推ひす
べきや（今上）

○足柄山笙曲傳授の話に就て

松平愛重曰く北斗の後三年合戦の時新羅三郎義光が
奥州下向の際足柄の関に於て伶人豊原時秋に大食調
の入調と云小笙の秘曲を傳授しとと云傳説ありて早く
より著名の人なりし時秋は源平の時代に生れ
林道春の本朝通鑑及び大日本史等に見えたる
き載せられて普く世に傳はりいうも興味ある歴史
上の美談なるべしも本朝にも亦実録に
等しき事柄のあるべし
さてこの笙の書は今日まで

第一　義光の奥州下向以前に生まれしと云ふ豊原時元は其後凡三十餘年間存生せし事

先づ参考のため関係者の系図を示さんと左のごとし

- 豊原時光
  - 時忠
    - 公里
  - 時元―時秋―秋

時秋の父時元は義光の奥州下向以前未だ没せざるべきも此後凡三十餘年間も存在して姓名の多和のあるを以て推するに時元の弟の沙門の御坊とぞ申おぼえ之日出家かりき其後奥州所補任に天永二年より保安四年まで

十三年間年々時元の名と年齢とを記載し保安四年の條に左の如く将監時元六月廿一日卒年六十六康平二年己亥生歟一とあり之によれば時元は康平二年の生れにして保安四年六月廿一日年六十六にて卒したるものなり義光の奥州下向後三年余経の時なれば時元の弟の寛治元年にして時元の廿九歳の時なり

オ二　足柄山にて秋曲を受けたりとある年人の生まれ

時秋は義光下向の時未だ出生せざりしこと

時秋の生年は奥州所補任保安三年の條に左近府生豊原時秋八月十日生年廿六笙笛吹又久安二年の條に時秋四十七笙又仁平二年の條に時元男　云年齢二年の條に雅楽允時秋正月廿五日任雅楽寮　年五十二　又治承二年

の後に時秋七十九同三年の後に時秋八十とあるようて
逆推するに堀河帝の康和二年の生にて義光下向の時を
距ること実に十二年の後なりき未だ出生せざるこの
人秋也を授くるの道理なんや
右二条の事ども徴するに此傳説は年代おのおのにして
の事実なりやいなやといふ所なり此傳説は
全く架空の捏造説にて何の據もなきものなり
此傳説の傳説なるものに混合せしものなり
なるやと云ふの二説あるにて後者を思ひし
なり

(廿一) 義光下向の時時元(の時秋父)を逢坂の関まで
見送りて大食調の秘曲を受けたりとする説
(廿二) 義光下向の時時忠(時秋の伯父)を逢坂の関まで
見送りて笛を授けたりとする説

以上説

時秋は栖山の傳説に必ずや此二傳説の内より生み出しものと思
はるるに先此二傳説を掲げて聊か愚考を加へんとす
一の傳説は文永七年楽人狛行種朝臣の撰述なる
續教訓抄第十一の上巻に載する所にして其文左の如

道者云笙師時元ハ東市佐時元が三男也少シテ親父ヲ喪ヒ
秘曲ヲキハメズ仍テ刑部丞源義光ニ師トシ仕ヘテ殘ル
コロノ曲調ヲナラフ但未タ大食調ノ入調ヲ傳ヘス義光又
從ノ者ニ俄カニ関東ニ赴ク後ニ時元ニ一業ノ未タ遂
ケサル為メニ一二ハ恩ノ尤モ重キ事ヲ思ヒヒソカニ伺言ヲ
辞シテ騎從ヲ誘シヒカヘテ京ニ竟ニ逢坂ノ関ニ到リマ義
光カサテテ時元ニ云テ云ク汝雷ニアラズ何ゾ
強テ征路ニ赴ク志一曲ニアル歟授ケントテ即引テ中途
ニ避ケ杉松ノ蔭ニ打拂ヒテ中ヲヌギ楯ヲシキ井ニシテ
ナクナク入調ヲ授ク云ヒ

是近の傳説にハ義光ハ秘曲を受けとりとしあり時元のお
時秋ハ是ハ其父時元が二文字なる説にも父子の相違あり
又傳説にハ相摸の足柄の関ヲ越坂の関ヲ云の事なれども是ハ近江の
説と同じ事なり又體源抄ニハ其後今ハ傳
光ハ時元に荒序の曲をお傳ヒし由見えたり即ち
左の如し

○時光―時忠
　　―時元―時秋
　　―公里
　　―義光―時元（源平盛衰記家系図）
　　―義光―時元（荒序相傳）

此筆相承次第し侍れば義光時元の父時光より筆を傳習し
芸序の曲を時元に傳へしとのこと相承次第を按て続
教訓抄の説と全く同下こと又時秋の方は年代全く
叶はさんども此時元の方は義光四十歳前後にして時元廿九
歳の時なれば年代の上よりいつも疑あるべき文なきにあらず
然れば此傳授のしも疑あるべきかと云ふ事全く
不詳なきこと能はず其本文(時元ゆしに記文)
衆と秘曲を極メズ云々とあることは是のみ此段にては
元は早く父を衆ひて秘曲を授かず義光に就て大食調
の入調を受けたりといへども長秋記中に記等なきに

義光の奥物下向以後も数々参内の名見えたれども少
しも記父に衆とありとの説傳にて是第一の疑点なり
次に時元は父時光より秘曲を悉く授かりしも兄公重
時忠の二人に就て大食調の入調を授かりしまうす其説は
初め時光その子公重時忠の二人に大食調の秘曲を授く
且つ笛の調子をあらしめて曰く笛は(白き練糸を包み
あひたる)村濃に染たる人やらに吹け)時忠は(紙障子を
小穴を堅て強く打やらに吹け)と云へり依て公重は面
白くやさしく吹き時忠は強く勇ましく吹くやうなり
時元は父の亡後先公重に習ひ次に時忠も習

ひしかは時忠の陣きゝをめて公里のやさしきこゝろをかくす人
の長所をとりて一種特別の風格あり人調人公里の賢い大
食調の時忠は習て部もぬ手ゝ其所忠ら大食調の人調
を受んとすゝやめ僕のめゝそこれ久しく見まを公里と遊ゝ
傳習をし由續古今訓抄のゝ見ゝ時元の地の所ゝ多幸
百共して見ゝ後世を習んゝゝ再び同世を義光ら
傳習するの名家ゝきかめしは第二の特色ゝ
第二の傳授ゝ続世継ぬひ続古今訓抄に載ゝ
千文方のめし
続世継第七ゝ云ゝ、まゝりまろゝ庚の竹とやまとの

竹の中ゝすゝくれたる竹をえらびつくりたるとゝ
まゝりまろといふ笛の笛ゝ二つぞ作る時元が近ゝ
て的忠といひしほもの武者の好みゝ作りしゝ教へて是
笛をゝゝゝゝとりてめて作りける後義光あつま
のゝくまかけるゝ時忠もいかで年ゝの本ゝゝ
近ゝ聞ゝて遠ゝと行けるを此笛のゝと思ふ
れやといふ心ひけむ我身はいかでも有るむ者の人ゝ
此笛をいかでの作くさるむとを返しなびかりけ
ばゝゝゝゝとそいとまこひて泊りのぼりにけゝゝ
又続教訓抄第十二ゝ云ゝ

まゝ家利秋ゟ日夫社奏乗の日御供之砌列の人々ゟ
馬上ゟして鼓笛を奏す其節御ゟあゝ朱塩ゟ仰ゟ時
忠是をきゝゟ笙の和潛の井あゝ優美炳高仰て彼
の列の人を招きて傳の笙ゟ吹ゟ善を授い是を
すてゝ言葉ゟゝ謂ゟ度井あゝゟ加ゟ文人を
弾す自分ゟて不止年数あゝ門弟列の丞深成
光ゟ傳ゟ来ゟ所ゟ自ゟ挑戦のあゝ俄
ゟ奥羽ゟ下ゟ時忠嗜腕ゟて信ゟ諸人ゟ
改ゟ自改の其ゟ列りあ義光去顧みて云ゟ汝
たゝ仰ゟゟゟ思ゟ歟我ゟく師ゟ信

て多年ゟ来ゟ迷ゟ未ゟ中ゟ弟ゟ奏ゟ
くゝゟを時忠答て云ゟく人を契約ゟ年月ゟゟく
師弟の四ゟのゟあゝゟあゝゟ骨肉の親情ゟ
所ゟ人前死の記録ゟのゟゟ年ゟ六旬の親齢ゟ
過ゟ義光此時四十歳ゟ六旬の親齢ゟ迷余謙ゟ辭ゟ再
会何ゟの日ゟ期ゟを思ゟ人来何ゟゟて之ゟ
思ふゟあゝゟ時ゟ涙ゟゟゟゟ
驚ゟ抜義光ゟて謂て云傳ゟゟゟゟ
点ゟ奏ゟの卿ゟ抜ゟゟゟゟ
若ゟ天命ゟ今ゟゟ

内々謀て取りもちりぬること

右の二書ともに義光の時忠の兄なりとも無を侍りし

又交人とりふ世の名ばかりとも義光の海ゆとうことあおき

しかも奥州の時代ばかりとも相隔ゑんとせしに

時忠くい幸生の無ことをもとくく一ハ名ばかり交ゆ心強しこを

見えてしかば義光もそんと推知して思ふやう時忠

ハかくく遠くと遠まるはあの安ゑしやあるとなくむお

のんは是ゑんとう敵伝を起くものそのんばかりる名ばを

所おするに平位を一時忠ハ異代作人のおそんば

とて之ゑを立し世くとるるも此伝後ハ面ハ

のるを作るを形もめるるも浮くきるるれ一も物ふべき

ふるるきのをるるを続世法いい存ゑるるに言ゑ人事

のをゑ応二年の後るして時秋存生中の出来しるるる

続歌所ハのいい事ゑ利秋の所伝を掲けるる利秋ハ

時代のるるして本書の作者ハ物朝臣とハ年代伝の

違ひるんハ二しき所伝をるべし

○

観秋をるを深るるるく宮家のをゑ毛代ゑ人一首とをし

て和歌を遠しゑあと無も平自筆の毛代ゑるも直ゑ全

るを是ゑ付るく言後ゑ歌(拾遺)をいのあゑ歌なる

近世まい伊勢の國司北畠氏に屏風一雙を陳ぜ[illegible]
[illegible]を宗祇弟子宗長勢州にて[illegible]四月之
を無之けり[illegible]兵燹
の世もあるかな名物を重んずるあまり[illegible]
[illegible]に[illegible]一度を[illegible]伊勢
あ[illegible]八[illegible]て[illegible]
[illegible]の五十歳のことも世
[illegible]

○右年十二父の病むを窮む

王[illegible]十歳のはえや書をよく[illegible]十二歳の[illegible]女
[illegible]の枕中に秘し前代の茅屋を窮[illegible]

父の[illegible]病を窮めるといひければ義を笑て
[illegible]けり母の[illegible]用薬法をとるべ[illegible]
[illegible]幼[illegible]人の[illegible]
[illegible]成人[illegible]
[illegible]と利[illegible]
けり父も[illegible]人で[illegible]期月[illegible]
書[illegible]主[illegible]
必[illegible]用薬法を[illegible]
[illegible]涙を[illegible]
[illegible]我[illegible]

ぬの反物まで〳〵さま〳〵の奇妙奇怪う〳〵考る

○旧幕獄舎内の言語

旧幕常内の役人ら訴人四人を申渡す前日一行の体
あらし推ひ出るも命の生日掛を保あるうと共
の一二を左に掲ぐ

囚獄人饒

（行間字名主さん者新入
斷四ニ言渡ス場）

陽世うら去来うつた、大梯殺め、天殺的、斜頸を下げ
やうん、牢獄内ハ、酋首、御角役様だをエ、壹番位
る列位やがつた、壹二壹六壹位とり、大坊主野郎
メ、傾的やうふ大梯殺ハ、夜盗も不能為めく、放火不
能為、破毀倉庫松明もいけ碌々的ハ振く文ふ、本
田髪ゑ銀烟管、梯や等髪差の、白撞児を為あうう
ら大衆ひ申す事、まだ〳〵せん斯事ぢやアあるめふ、
又ハ堂社金佛本尊の格梁の飾鐵具引剥しやアうて
通り古鐵買へ、真鍮銭の下馬ゑハ海く、壹無やアうて
二文三文の骨牌の、薩摩ぢいもの白食う、板巻の白抜
ても為アうつてあ四掲を年往西来躊躇て大屋の初る
いも涙ゑハ出さんて、去来うつたく〳〵ふ、直ふ杉樹曲く松
拙可厭風ふも靡うんセと、官廳まで申す通り明白る具
狀

読おしへ

是ん新入的陽世トヤァ何と呼う那と呼の厠室と呼ふの
ゑゝ少け、陽世トヤァ、後下とも厠室とも呼ふの牢獄内
トヤァ、名う異り読の神様と呼ふ、読うゝ本番本助番
とも、二人役う有て、日ゑ三度夜ゑ三度、監磨き為と
ころだ、穴の真向探りて、竪八寸ゑ横四寸前ゑ折て
ゑ陽素うゝし、廻りゑ打こゞ抹香縁、廿抹香縁
へ、厠とも尿水とも、出菊やうゑやァ、作的う陽世
うら着も来た、一枚褌袍て拭セゑやァたゝ和く、そもも
厠とも尿水とも、出菊たきやァ、権兵衛ちゝ権兵衛

八兵衛ちゝ八兵衛と、作的性名名乗て借やァゞん、夫も
二人役の受答り無うちゑ、買世薬舗の神酒瓶う、六尺棒
を呑て、人逗を見ヒやうに、如意きうゑ長ちん長ゑと牢
獄格式の畳刑罰申し附ちゞ

横鼻褌申し付

吹宵来ヒ行人、こん作的ちの陽世トヤァ何と呼ふ、帯
とちの褌と呼の、ゞく少け、陽世トヤァ帯とも褌とも
呼ふの牢獄内トヤァ名う異り帯の事ハ長ちの、褌
の事ハ細ちのと呼ふ、其を向ふ通り（横ん従て、いけ
を伊的ゑ、ゑり廻し日産の相四人ゞ首とも縊ると、

伊的抵死よるくやアるら物ゑ、伊的の紅帯被御付さ
御孝行被ゐる出年流文のまゐる迄肌身離さず、定
定守ッてゐる、

新入豊の端へ行くまゐ事

昨宵来た新入、牢獄の規則申付る、聞て居け、牢獄い初
めの、元と来ても、初て来ても、豊一豊ごゑ格式有ゑ歳
格い所ゑ、伊的の昨宵迄入なれい、御ゑ前口ても、獄屋門
ても叫ふ、那處を入るゑ石やや、拾も二拾も三拾も撲て撲
投り出して為ること被ゐこともあゐ、拾文お役人、
極恤を以て為ても被為もるさらぬ、伊的の昨今寸間待

天保、新い、を格の大牢の義被御付て、那處底入ゐ石や十
日や二十日百日ゐ上るゑるよりやアゐ、牢獄内ゐ定
年ゑ格式の有て、下座の牢人、上座の牢人、ごき口の御
牢人さん、彼的も陽世ゑやアゐ、謹慎的い差者タッテ豊
の端を御所ひちゃん、今所また牢の御角役物ゑ御所
中て豊の端へ出ゑて豊迄ゐ、豊の端、出ゑやア、伊的の
嘆ゑりゑやア、本書本助書と叫ふ、役人の差図ゑ絶ひ、唯
と云て、働うゑやアるゑ物く、働らけと云て、陽世で倅児
白樺兒、新を刻ゐる、米を搗ゑる、ちんゑ忙雑ごと
やアゐく、ゑゑ宛ゑゐ、物ゑ一時の事後者、夫を謹慎

る相手なぐし、夫も陽世の氣の防ぐを出して、所遠の白産の四人を相手どり、喧嘩口論、まゝ事でもすると、牢獄内格式の所刑を申付る、牢獄内へ既く所刑の多い所だ、滅無仕置と満老手鎖、三足手鎖、ヤハウケ、あく模しく模迫し、まだも所刑の多い所だ、保的の御奉行様方、牢内交の者〻迄、日〻二本の滅無飯を食て謹慎する者ども、偏的もまだ素人の事内心里ひの深しい御禮も切るめへ、保的ご給りへ本番さん、本助番さんの抱代を以て、牢人さんを過て、御神申して貰へ、宝然まだ切り、手を上て帰る、

二番役岡志摸投の事

是ハ御隠の二番役投、伝々彩も彼様ゴ御天氣のつきまして、ゴ立ゴ彩、清早と相越りまして悦び御訴と仕ます、私の方名主、歌御隠居、角役隠居、拙者下役共、異さま申し少セまして

食時の事

上方の牢人衆まだ滅無も中下膳も禄ゴヤア食ます、御隠居さん、御彩ちさんも御角役さんゴ度ゴ居ると仰しゃるゴ、ろくゴ居ろ

晩七ツ半時

読ろく、羽目高ろく読ろく、役人衆牢人衆読の番衆、
読洗の水をぶちこんでいるぬぎや、読ろ羽目高ろ読
ろく、表の脇ろ、御役人衆御牢人衆牢獄の勉則
書の脇ろと見へたるんぎや、読の羽目高ろごき口前の
御牢人衆方、上座の牢人さん方、下座の牢人衆、助番座
ろく目を見てうくりやうぎや、読ろく御役人衆御
牢人衆御戸刎の鍵も勢戸の鍵もちんうくりとおつて
いるんぎや、読ろく、羽目高ろ読りまして、読
りまして表の脇ろ、読

以下

3丁

白紙

○支那婦人の纏足

纏足の由来は確らかに之を詳にする能はざるも長立化の粧る南唐の李後主を以て其濫觴となすべきに似たり伝彼主の為に潘娘郎の一たび金蓮の纖々たるを見て受之を魂を動し情を勝えずと称するこの中に潘娘郎を之を書せることを絶たず其偶々南方の美人にして脚を裹まるものあるを過ぐ名けて大脚仙と称し容色の美なるも亦時中の一嘲を免れず今迄清人の手に成れる文に就きて其一節を抄せんに其履を視るに鋭きこと錐の如く香木を以て底とす其雕鐫の精巧なる中空なる處に寄るに靴屑

を以てす把玩すること時を逾わんか手之を離かしく生為の魂消す」と其履を以て美人の纖足を形容し出でるに男児の為めに其情を移すのあまりに邪人玉斝の及ぶ所あらず而して其寢ぬるに臨むや所の睡態を咏ずるの頃刻一閥を言ふ能はざるべしと云く

兇向纖跌、以月姿写、問夜未央、記侶房接吻、翻来中帳、藏鉤戲後、宰到丁娘、眄不記處、低遇行雨、燒玉深恒一段香、鎖凝甚、曼被池春滿、長共迷藏、何須汀月西廂、羨一捻紅才三寸長、看玉鏑細裏、蓮花窄々、蟬紗軽幕、鬼影双々、曾

備傳杯、許数入守、撤了来郷一赴醉郷一、閑防處、
恰含情私嗅、着意倫量、
長さ八三寸ばかりといひて黄纖を攙し以て蓮花の容々なるを
設す而して睡鞋を以て杯とす湯の沈郎の香を以て風流
跌蕩すること為す所のものの今黄飲みをへ着意し分
ゆすを量らんことを怯ることを、是又活を以て婦人の
黄纖小ちさを殺するの意と設けるものなると思量せら
る

酒色三を美とするの甚しきを永三宣化二年の催ふす
所の晾脚会に至りて極る会は清酒の前後すること於てし
て婦女をして華陵魏粧し門前に
出して黄双脚を晾し遊人の共優劣を許すること任す甚れん
抜羞すること為ること父兄夫婦も亦怪とせさす
守令も亦禁すること能はすと云ふ
優美の国より美人の粧飾をして之をなるを過さんとも共法
果ては高の夏ふしのあり例ては男女七歳にして席を同くせ
すの大事ありても世の内を法めて外を出しめざることなさ
人の優美は実に黄使を供つるものなり、しかも男女の
限界を嚴正すること為めに生する所の法果として役
土を於て時に之を見る所の世数男女の逗留を出ずる

禁断其事しきりに厳しくさせ〻男女の別一日も怠慢なる
を以てそ〻
已に聊の識言をなすを以て之を誉とせんか又之を重人なる人身の
為なる故に通常の行ひなれども之を我夫婦の手すの外法にて他人
の眼に入らしめず他人に示し強て迫らし之を観人なれば婦人は蓋
し合みて情有るこの辱を思ひて買ふこの二途に出るの外
なし、其他人の迎へんとする解るこを嫌ふことは此なる人情も
他人をして其能を解んしめんとすると一般なるべきなれば式る
法度記為の金物の為に**光悦**の**巧**を観るを記し乃ち
靴を脱して編帯を解き溝に然して妻は**光悦**なる
の故に憤然と怒りの面をなして巨下の二字すとさも
嫉妬なる肩頭を置くこと開帳の意味を観るの感あ
りといふべしの人なるすーの嫉妬なるこのあるに非
ずして人を主すを諸なるこの為のなるべきなるう
有寧面の記する所實に御伽太陽はなるこ有り

○九面の上の風景

雪山人なる田面候の邸を訪うて園の中なる九面の高峯
の雪をけるあり北風素以を狂歌一首を所望ありければ
とりあへず

雪月花此と受合れ一度　佐とくどもの上の風景

[illegible]田あ候いたく感賞[illegible]
也と八丈侍の文物を好[illegible]んけん分文

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]の袴[illegible]ほもの八丈

とよめりこは彼の「家康しすぎるあぶのみちもち庶
の歌に本多正八といくる後者を踏て詠[illegible]

○冨山の翁をの法華経

冨山八あ[illegible]ぬきし的の花[illegible]冨山本
[illegible]きいのを新[illegible]て[illegible]めんを[illegible]八我等
のみあるのまをの法華経の[illegible]を[illegible]

一首よみて後[illegible]と詠ひけるに冨山八其[illegible]の氣の毛
もよ[illegible]

どの扶ふ雅[illegible]日を出さんとも
[illegible]の法蓮華[illegible]歌[illegible]

○件の者

冨山八分[illegible]と[illegible]八[illegible]の[illegible]
[illegible]て後[illegible]のあ[illegible]フト[illegible]
を畫[illegible]

[illegible]のお[illegible]とこの[illegible]
[illegible]と[illegible]さこのお手[illegible]

とまりけるうち折しも三くのうまいとくとくはりしくの人
たち富士と名をつけて御しやうとうん

○色紙短冊

当山人そもそも京都くだりけるみち一日年山あたりの
あるかたにて探しもとめて杖を求きえ京の博さうしのく
わ国博物の杖廣んとうくしみさき杖切をもつて
探ひあるしをもとめて侍よりあるのあるま

まつとんむさすうの都ハ夢どころ
はしのよりも先我短冊

こゝ時と京都の風俗俳諧をあつめしうち

○うら本俳

当山人あるかたの書記本俳を写いたしたり山俳の美度
たるうちその俳を所ひとりけるに全三文字とおくり
当山いとの俳号をつけんのしく百けらといひしと
聲の文字いふて当山とことをもつんのあるを先生
例の狂歌をよそへ俳諧を減まくしと云ひけれ
取あくず

きまつて作りあこぎのうら本俳
あるのやうにもつと引けく

○神炉の火

冨山人、諸方の御勧化方を勧め、折節を常として
方々へまゐり、遍すゑ、秋葉の
山の麓なる神燈の火消えければ、術者の人、火を作
を考へて火を点じ、その中に陰の気を抜き
出ひたりて、早くも冨山人、ことを知りこの御人は現
今江戸稲荷の守護神なり、火を点ぜんしこそ
幸なれ、既に一首を点じて見せやとて、傍なる對に云ける
やうこの御人の歌、聞るのみ、なる人を聞及ぶ
冨山先生、ものしり者、のみ、なるも狂
歌をよみて、狂名さもとゝ、火を失ひまして冨山

いかなる歌なりしを、ゆゑまゐらせ、傍くもゆまゐらせ
かなるいと哀れきことなりて、懐紙を入り中しやうて
墨斗に筆を浸めて
入れのかたの火いんをつき出ちく
いつこの星もひいくるゝ

○お矢をなつめる

物産家あるとき、墨田の御守あるて、梅若塚の女と
りて、術を試みんとて、秋葉冨山人に、失敗ひの後を勧
る御小人、仕て、御陰にありければ、冨山狂歌よ

を仰せをうけてよめる

いにしへの名を残せる名どころや
みくまの小八が神矢をたづぬる

○留山の八角落冊

留山八角を拾ひて其時の八角
落冊八角を勘定あるべしを今所の住人家
うち落冊を角を一張二張つゝ拾ひ集
一張をも留めず只その表紙のみを剩すもの
のあるを欣業とせるとぞ聞えぐ

○都名所図絵の校元

世の乱れ太閤秀吉の時分名所図絵の始め何也と
いふに八月十六年前寛永九年京都立本寺町表屋
彦助八の刊行したる都名所図絵なり 江北山の著者京都
の俳人秋里籬島又の名湘夕といふ者にて北野のお大社名所
図絵をもとめ西国巡礼三十三所図絵をも心著作よ
りはこれを書きたる筆者歌舞伎役者
市川大根の書画を自ら一冊を立てる人、後の名所図絵
を書くこの時代風の作なり、六歳の幸福父祖三
代平年の歳をつみ心をつくして著したる江戸名所すべて

功畫二書とおなじさまなるべし おもうに此都名所ずえ兵書
の後に書入たりしものなるべし 龍島が自らしるしたるところ
なるに此書の宮本歳時記山傳元所記行の二書を基き
て作るとあり 山傳の事を記したるは風土記の強事はたゞ
ばかりおきて負責なる出たる異川道祐の雅の府志 正德
記山城名跡志二十巻寛文の頃成る 山城名所志三十巻 とあり 元禄の頃成る
採家考事三十年を費やしたりしものなり
牛尾貞兵衛の事傳論をいふ通俗事記あり
此等の書ども皆を出たるものなるべし

新き業をあらじ 尤名所図会の本文所図絵などハ
基本とすべき板本なるべし 只題目のみ附録
すべきは定家卿秀歌撰きはまりなきもの
也 都名所図絵の世に出て後書るもの珍重さん江戸名所
尾張名所のごとき 移住するの出る先をのとる切望
は深くを抱つて之を知せし 板元主命なり 八のあり云し
俗板元の主命なり 八が事ハ此の都名所図絵の板権を買
八のよう語りあけたる 大阪の書肆河内屋太助の主命
の事の記しるし曲亭馬琴作るところ 事の和
二年の曲亭筆事 知るべし 貞家を見て其板刻の志

を感じられる自然の景況を印し記すもの

(中)

都名所図会の校元吉兵衛は京都堂上の所に住み
性来活達で活潑大きのこころけんぶ大度ぬ人と云
はれ世事をぬけ米穀油醤茶の売買とい云へども
場の勝負位ゐ手ト手メとしてことを書てしけり校を
る欲きの世を生しものやすくすることを千ゑよ
く多代傳りけるこの生酒を飲まず色を好まず
その頃もつぱら人のうれあるを孝の酒の事ゑを宮
庄ゑとしまるまゑ元ゑ行ゑの道ゑ通ゑと示

風俗もうつしぶり八つくし男の我ゑ年老て使め
きゑゑ行ひもゑゑぶたりとゑ寺参ゑるぶつゑとりゑ書て
佛ゑくまも忘ゑし、都ゑまんゑ都ゑ彩くあゑ信思
出ゑ京都の行図書の番ゑを殿ゑ家りゑ世ゑ廣ゑ行
ハゑ一八後ゑ名をゑゑゑ書ゑ一八樂ゑもゑゑくしと
ゑるをお識の本色ゑ法しけゑ不利得ゑゑくき思立ハい
あゑ物と投資ゑ作ゑゑ屋みとゑゑぶむつゑゑき事ゑ
ゑもゑ　校株を買しゑ人作ゑ彩ゑ作ゑ色ゑ作ゑと書く
しゑゑ支配の書ゑゑ心安ゑしと京都の図作ゑめゑゑ
校株を三百万ほども拾て買洛し佛路の秋里籠島

し事かき事をとりて画いこの絵て面家あるまき彩色を大
阪より招きて我国にてをを大、うををを繪り屋を問屋
のことハあ人、う言のまくし彩をけり春彩色の宣化
の意を守ることを出ることを人籠画を世ることんしに仕し古
き絵の芸を掛ム手傳ひをどして作者画工ゞ外を出すて
我国の奥をを一宝をを花をを画ををのき法をかをを
傍ようを北をを、生をハをるとけり、彩て立年あを
を行て都名所図絵板刻をもをあるを九年を言出
ま事をををめ、をじの地をを思いあをを古き板様を
猜ひ求しをを画工作をくの付面板刻製本等考

くの事ハ二千餘年に及ひしを利を元とせをを事
ゆ為彫刻をを造をまをを板製をけんを思ふを仮を
言をんををけ方ををまを事を元
心をを七をを、をを言をををを或年義の小説
の博を酒井光江戸人考面の析ふを上方出言を何をの
をを弟を酒へをんしをを北をを言をを見を面家絵
ををを北の見て十部を婦ひて江戸人博くを
しを北ハ面をし双六をを作をを面をを家の言を
風俗都見をを注き出ひけりをを徘徊の付面
をを酒面をを江戸を注文おびををしを言部

若者の人の評判、四方の諸大名の土産を入れる行李
一ケ年に幾度四五部に及びしとぞ聞くなれば為八は
二百両の資本を一度年に取かくしとるのみの利益も少
うからんば作者画工を養ひ学ひ出版をまたえ手
うて大和和泉の両名所図絵を稽古の書をもとも
しいつれも不思議の出版の外に利益あんば
家ますます富みて抱く所の主人さくりめ
江為八さくりて長二男さくりて放蕩をおこしたるまのうち
此為代をのうひとげ名所図絵の板株に成る板の出林
河内屋太助と書り渡し板株を為八の手に渡り

とぞ

○山岳二洲の親を失ふ

山岳大人さくりて江戸を出ひ其の妹夫尾康二洲の親を頼ま
るること僅に一年さくりて去る或の侍に二洲の家の厨婢に
負ひて二洲の出るに乗じ(いとまを)ひそかに又之を銭舗氏
に少く氏に父の師を聞研水といふ寓居二洲の弟子
さくり研水の随筆中書に先生の子にして久太郎と呼ぶ
一故為ケ年のうを記さる一項あり其言に所に拾ひ
梁の江戸を奏る歌笑絵ものに舎中二部に成りて其の
衣服を巧ひ又松脂に混ぜまるる何とも奇を成てし

之を基の高峯を移し行くゝ之れを書して以て高邸を造
りしと

○山場の色どり

山場の形況へるの秋高を畫て其情態を抑へ為
め御園を要へたれども梁の之れも慎たるもあ
りけん芙蓉の書膳ゝ梁の人生一士家の
妻婦とうゞゝおちのゝ而して為個の癖情い
めるを忘しゝゝしゝゝ茶色の尺膳の写ゝ（地蔵
い大華山人為すと云ふ）

（梁ハ其（高明）徐ゝかれを受け抜ゝ自分

汚ゝを髣髴としこゝかしこもちあゝき先より出る
大評判まゝ為ゝ為ゝ為ゝ大い大きき所を晋帥たのまん
秋布庵板車の心を引うけ如れを考ゝを三月もた
こず晋帥をおゝ入の人と所りゝ

○日本外史

山場の外史を草する最も君情の家を先ゝ為ゝ情の
家を後ゝ為ゝ即ち甘蔗を倒時ゝ為ゝ住境ゝ為ゝ為
ゝ而ゝ足利氏ハ梁の為ゝ先ゝ為ゝ所ゝ為ゝ不識庵
と太閤ゝ為ゝ二公ハ梁の為ゝ後ゝ為ゝ所ゝ為ゝと云

○山陽の書

書画篆刻等、余の之の書又都芸事ハ少う者ほの意
の字を〻書て山陽の書多ハ仮名まじりを作て字
をそひとりて山陽ハ軽〻之を異くまして曰く「わしの字
ハ鉄を取る様ぶちぬかる〻ハ、又たゞ筆を見て内々
で書いて遣ぜよう〻」都芸〻渠の此の言を部〻として生
涯終〻渠の字を手〻セさうしとて不参し渠ハ公儀せ
あをはて南弟庶侯と為しとうしとう

○

傳へ云ふ瀬〻一酒家を〻其醸る所を銘して「鶴」といふ
常て書たる其標額を書うしめと欲し之を大坂の
中井履軒へ請へり履軒の来あの及び蔵板の書
を書くことを肯せざるを動て以て之を去げず
一日書あを拡げて無方さる閑ハるとき紙を展くて
一大鶴字を書て之ことを請へ履軒の字の的所筆を執て
揮の字の後の為に如あて論ずむ所とうしを怪
りとんで後之を去ずとも十すべうさうきと赤馬関
〻酒肆を設て山陽〻為て
鶴字額〻移書し因縁の偶所ちうとうのあし

○

京わらべの京阪一時の流行を風咏したる歌数首

く

童は鶏竹に諸は山鳥に書は毋乃海底経猪飼敬に梓

は文吉中島桜南

○山鳥の機嚢（ウヰウト）

山鳥の流しを元寇の元寇はウヰウトを宮みたき

進元自うう流を思ふ余う童年のころ一先生徂徠の

説を主張し仁とは長人安眠の徳をいひ義仲の信を

引きて説をなす余進で問ふて曰く狐死して邱を正ふ

首をなす仁也といふことあり狐も亦死に長人安眠の徳有

ようと其人黙然たりきと是人弘人を世説の捷徒門

或は風彗つ中の流を淡古うの如くなるべや又考し興

讃餘なる所を要約先生の法を中けて山鳥堂と法

同人とあるをしき或は殿立ちなる考和歌の本と

支那の聖流を出て論説あり曰く

司馬牛が憂へて曰く人は皆兄弟あり我独り亡しと

山鳥堂なる之の序して曰く狐死して邱を正ふ支那の

聖流を出て春秋を曰く

其子月鄭伯殿に郎よ走つ

○山陽平家を作る

巧拙は知り難けれど山陽は平清を語りとる作る

左の書簡は詩なり

口上、代

其後は御遠々しく共今日平家を間度と云客有之

しかも原本は三字 御馳走をして間度と申共間今

日八比ら御来話原本話の字の言に 可被下候諸本大

分御構可被下候態と使者を立申上度都て

廿八日

外に宇匠は不見候老兄と僕を太夫と改る

山陽

形山様

今は川柳に「河内節絶だけに二あやきく」とい歌

句あり謂ふ御絶妙をしてまひ山陽の平家を聴きた

しといふは是の如何等の事家で抑も何等の意

美家ぞ

○萩山陽と大塩は書

山陽の母飯三氏は弟を梅枝とし和歌を善くす秀月京

梅の香るころ雪て山房の京洛の俗を離れ途次
大坂の筱崎に竹を過きるか件あめく醸を設て梅枝の
師匠を招び酒肴を設け茶を招く大塩又
其相中の若き人の大塩か事無つ中の花を賞能を
以て興趣尽くし京大塩西成瀬の祥あり席上梅枝詠
扇一首をつくりて大塩に贈ること
うら表無んだ人のあはいうんて
時の扇の風をすゞしきき
大塩大の喜ひて詩を然して之に又一節を製し
其詩歌を彫り以て之を梅枝に
贈る然るに梅枝頃て

家の内に之を山房に附し且つ詩に大塩の絵巻の
状を以て山房又風の大塩の名を聞きて之を見ん
ること久し岩に接て小井二人の間に久しく之を約して二人を
大塩の家に招き見ん期に及ひ山房か門生宮西の
庵を訪ひ偶きに大塩に賜りし所の杖を節き三十
石に橋して大坂に赴くに相成るに出発に臨
一節を掌に分即ち二し差し節か其の頭を黄金にて
霧文其外を銀にて纏ひ之彩燈に目を眩わき
ひうらに人の所の所にて眺めて
に乗て帰元しにて山房か先つ竹の家を

酒ひ共に杯を挙げて大塩の殿を倒さんとせしを
山人欲過ぎるを所を知らず山易は快々として
まず大塩怪しみて殿を読む山易則ち失ひ節を失ひ
を以てし且つ漸くにして所期の持ち買ひ有るを悔ず
大塩大笑して曰く何人か言ふ所を足らんと厳を
密かに左右を命ずるや乃ち後れ杯を洗ひ帰海
時を移すに及んで外より入て事を告ぐ大塩談
きて曰く山易を向て曰く節ハ已に後れ清の再び
以て命を待さるべしと云ふ者を視て少則ち驚き
よ舟中に失ひし所の山易愛と共に伝ふの秘る

る服す

時に壁に懸る図の墨一人の図を掛く大塩の曰く八百万
を投じて以て賭ひ獲たるを示す山易心之を疑し
敢て言はずして去る数日大塩の使者山易
の使者を書して曰く亜恰の辱きを御し砂糖一壺
幅を以て厚く之を礼す則ち墨一図を山易
を愛して共言料の飾きを嘆すと

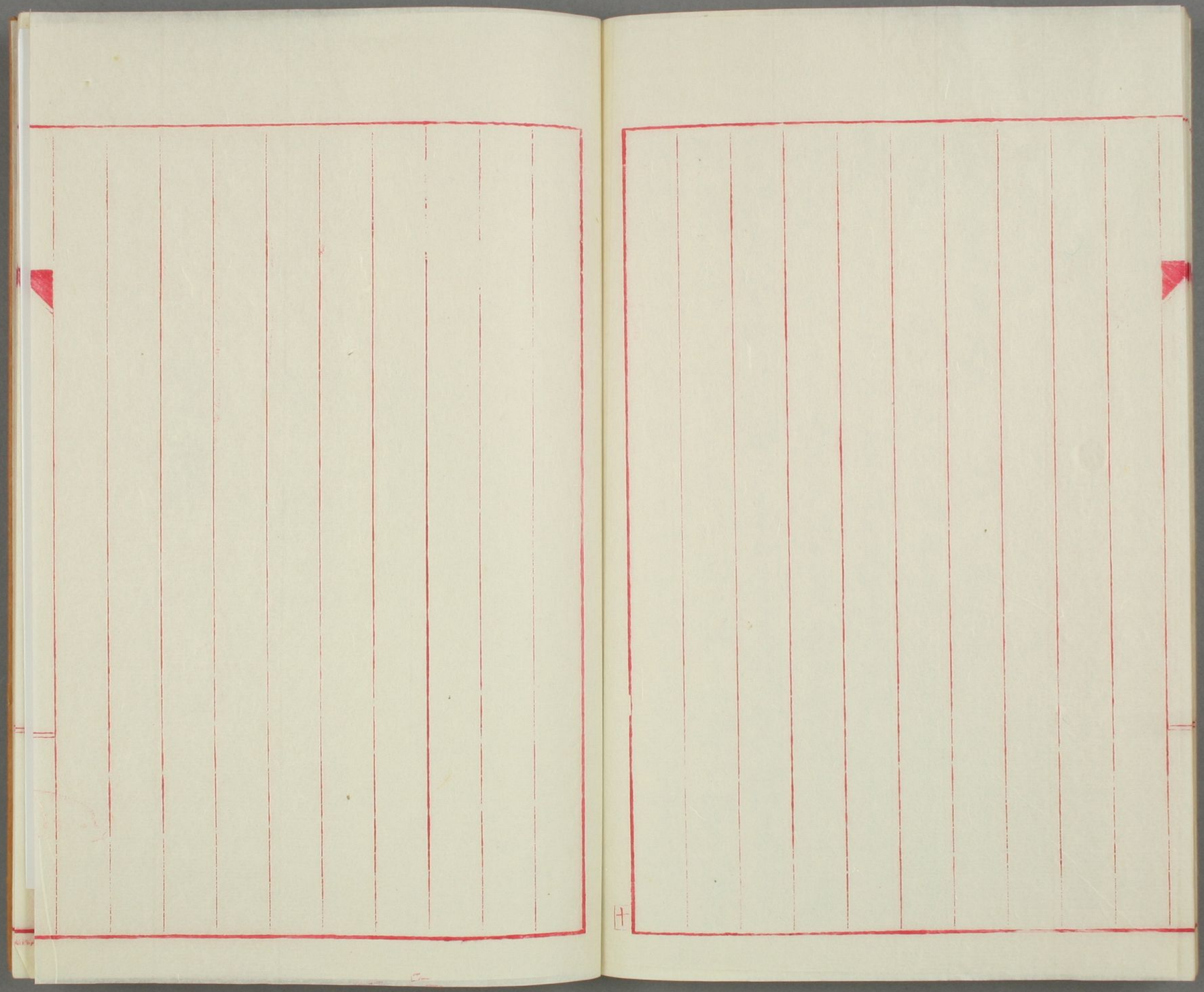

以下
9 丁
白紙

閲覧室

明治三十八年六月